

平成27年9月7日

各県立学校長様

豊かな心育成課長

自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進
について（通知）

このことについて、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から別紙写し
のとおり依頼がありました。

警察では、自転車の交通違反に対し、交通切符を適用した検挙措置をとらない場合、
当該行為が道路交通法に違反し刑罰の対象となることを自転車運転者に認識させると
ともに、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルール等を現場で指導するこ
とにより、自転車の交通違反の再犯防止を目的として、自転車指導警告票による指導
警告が行われています。

県教育委員会としては、文部科学省が自転車指導警告票に係る情報の活用を推奨し
ていることを踏まえ、今後、県警察本部と連携し、自転車指導警告票に係る情報の適
切な共有及び活用を図ることについて検討しています。この検討結果は、後日改めて
通知します。

ついでには、本件について、関係者に周知するとともに、平成27年6月24日付け「自
転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」（豊かな心
育成課長通知）に基づき、登下校時をはじめとする自転車の安全利用の推進について、
引き続き、指導の徹底を図ってください。

担当 健康教育係

電話 082-513-5036（ダイヤルイン）

（担当者 有崎）

平成27年9月7日

各市町教育委員会教育長様
(広島市を除く)

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進
について(通知)

このことについて、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から別紙写し
のとおり依頼がありました。

警察では、自転車の交通違反に対し、交通切符を適用した検挙措置をとらない場合、
当該行為が道路交通法に違反し刑罰の対象となることを自転車運転者に認識させると
ともに、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルール等を現場で指導するこ
とにより、自転車の交通違反の再犯防止を目的として、自転車指導警告票による指導
警告が行われています。

県教育委員会としては、文部科学省が自転車指導警告票に係る情報の活用を推奨し
ていることを踏まえ、今後、県警察本部と連携し、自転車指導警告票に係る情報の適
切な共有及び活用を図ることについて検討しています。この検討結果は、後日改めて
通知します。

については、本件について、所管の学校に周知するとともに、平成27年6月24日付け
「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について」(広島
県教育委員会教育長通知)に基づき、登下校時をはじめとする自転車の安全利用の推
進について、引き続き、指導の徹底を図るよう併せて指導してください。

担当 健康教育係
電話 082-513-5036 (ダイヤルイン)
(担当者 有崎)

27ス学健第35号

平成27年8月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人事務局長
各国公私立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

和田勝行



(印影印刷)

自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について（依頼）

学校における交通安全教育の推進については、各学校設置者においてこれまでも御尽力いただいているところですが、警察庁の統計によると、昨年、自転車が関係する交通事故は全体の約2割を占め、これらの交通事故に関与した自転車運転者の6割以上に何らかの法令違反が認められました。警察では、自転車の交通違反に対し、交通切符を適用した検挙措置をとらない場合、当該行為が道路交通法に違反し刑罰の対象となることを自転車運転者に認識させるとともに、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルール等を現場で指導することにより、自転車の交通違反の再犯防止を目的として、自転車指導警告票による指導警告が行われています。

このような中、本年4月24日に、総務省から自転車交通安全対策に関する行政評価・監視結果が公表され、自転車指導警告票に係る情報の適切な活用について勧告されました（URL：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94984.html）。これらを踏まえ、文部科学省では、自転車指導警告票に係る情報を活用することは、各学校における効果的な交通安全教育の実施に資するものと考えます。

ついては、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれては、自転車による交通事故の未然防止に資するため、例えば、各都道府県警察等との間で交通安全教育に関する協定を締結するなど、警察との連携を強化し、自転車指導警告票に係る情報を含めた交通安全に係る情報の適切な共有及び活用を図るようお願いします。（なお、自転車指導警告票に係る情報の共有等に当たっては、各都道府県等の個人情報保護条例の範囲内で適切に行うよ

う御配慮をお願いします。)

また、文部科学省では、自転車の交通ルール遵守の徹底を図るため、警察庁からの依頼を受けて、平成27年6月22日付け事務連絡で「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の通知について」（別添参照）を通知したところです。自転車指導警告票の情報の活用とともに、登下校時をはじめとする自転車の安全利用推進について、学校における交通安全教育を一層推進されるよう、併せて御配慮をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれてはその設置する学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれてはその設置する学校に対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、それぞれ周知くださるよう重ねてお願いします。

なお、本件については、警察庁交通局と調整済みであることを申し添えます。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 交通安全係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111（内線2695）

FAX 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡
平成27年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について

標記について、警察庁から文部科学省に対し、別紙のとおり協力依頼がありました。

御承知のとおり、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）が平成25年6月14日に公布され、このうち、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）に関する規定が平成27年6月1日から施行されたところであり、同規定の概要については、別紙のとおりです。

これまで、自転車利用に当たってのルール遵守に重点を置いた取組が推進されておりますが、3年以内に危険行為を2回以上繰り返した者（14歳以上）に対し、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができることとなりました（道路交通法108条の3の4）。

つきましては、自転車通学等により利用機会が多い中学生、高校生及び高等専門学校生に対しては、同講習制度の周知を図り、その趣旨を踏まえた交通安全教育を推進されるようお願いいたします。また、小学生に対しても、自転車の安全利用を意識させる一層の交通安全の取組をお願いいたします。

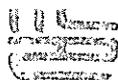
なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【問合せ】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課交通安全係

tel : 03-6734-2695

fax : 03-6734-3794



警察庁丙交企発第88号

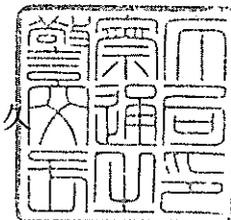
平成27年6月18日

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公 人 殿

警察庁交通局長

鈴木 基 人



自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進しているところでありますが、自転車に関係する交通事故は、交通事故全体の約2割を占めており、また、これらの交通事故に関与した自転車運転者の6割以上に何らかの法令違反が認められるなど、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者のルール遵守の徹底を図る必要があります。

こうした情勢を踏まえ、平成25年の道路交通法改正により、本年6月1日から「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）」の制度が施行され、自転車の交通ルールの徹底を図るため、自転車の運転に関して一定の違反行為（危険行為）を反復して行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずることができることとなりました（別添資料参照）。

つきましては、自転車利用者において本制度を正しく理解し、自転車の安全な運転を行っていただくため、本制度の概要等について各都道府県教育委員会等関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

平成27年
6月1日
から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習

を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

など

信号
無視

一時
不停止

酒酔い
運転

ブレーキ
不良自転車
運転

●講習制度のながれ

危険行為
を反復

受講命令

講習の
受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ） 不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

- 1** 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上
- 2** 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3** 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用